

鳥取県版経営革新総合支援補助金〈成長・拡大型〉交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県版経営革新総合支援補助金〈成長・拡大型〉（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

(1) 介護ビジネス

高齢者、障がい者等が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むのに必要な援助として行う、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療・福祉サービスを提供する事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する第一種社会福祉事業を除く）。

(2) 建設事業者等

次のア、イのいずれかに該当する者

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を国又は鳥取県から受けている者

イ アの者自ら又はその役員が、建設業に従事している雇用者の就業の受け皿とする目的で出資・設立する会社並びにアの者が出資・設立した中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する商工組合

(3) 建設関連事業者

次のア、イ、ウのいずれかに該当する者

ア 建設コンサルタント（測量、設計、地質調査、補償業務）

イ (2)の建設事業者等に対する取引依存度が20パーセント以上である者

ウ 建設業に従事している雇用者の就業の受け皿とする目的で介護ビジネスへの事業展開を計画している事業者

(交付目的)

第3条 本補助金は、中小企業者の成長段階や経営戦略に応じた総合的な支援を展開するため、鳥取県版経営革新計画〈スタート型〉からのステップアップや成長拡大に向けた新事業展開を鳥取県版経営革新計画〈成長・拡大型〉と位置づけて本県独自に支援し、県内産業の高付加価値化を推進することにより、県民所得の増加及び効果的雇用の創出を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条の規定に基づき承認を受けた経営革新計画（同法第9条による変更の承認を受けたときは、その変更後のもの。）の実施に必要な事業のうち別表1の第1欄に掲げる補助事業（以下「補助事業」という。）を実施する中小企業者（県内に事務所又は工場を有するものに限る。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表1の第2欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は別表1の第3欄に掲げる額とする。）とし、事業実施期間は別表1の第4欄に定める期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、中小企業者の取り組む経営革新計画の内容が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助率は2/3以内とする。

(1) 県内に事務所を有する建設事業者等若しくは建設関連事業者が実施する経営革新計画であって、

その内容が公共工事依存の経営体質からの転換を図るため、当該事業者が、新たに介護ビジネスへの参入を図るものであり、かつ設備投資、介護保険の指定・許認可等の状況から、介護ビジネス参入に向けた準備段階にあると認められる場合。

- (2) 県内に事務所を有する建設事業者等若しくは建設関連事業者のうち、補助事業交付決定年度に到来する決算期から起算し、直近10決算期において新たに介護ビジネスに係る売り上げを計上することになった者が実施する経営革新計画であって、その内容が介護ビジネス参入後1年を経過し、従来実施している介護ビジネスの拡充や新たな介護ビジネスの導入等により、他の介護ビジネス事業者と差別化を図り、事業拡大しようとするものである場合。
- 4 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 補助事業の実施にあたっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（補助事業実施計画書の提出及び審査）

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助事業実施計画書及び様式第2号による補助事業収支予算書を「経営革新計画についての可否を決定するために知事が開催する承認審査会」（以下「審査会」という。）の開催日の前月末までに提出するものとする。

- 2 知事は、補助事業実施計画書の提出があったときは、審査会に諮り、その意見をもとに採択の可否を決定するものとする。

なお、審査に当たっては、鳥取県版経営革新総合支援補助金（成長・拡大型）採択審査要領に定める審査基準による審査を行うものとする。

- 3 前項前段の規定に関わらず、別に定める基準に該当する場合は、補助事業実施計画書を審査会に諮らないことができる。

（交付申請の時期等）

第6条 知事は、前条第2項の審査終了後、補助事業実施計画書を提出した者に対し速やかに採択の可否を通知するものとし、また、事業採択となった者（以下「事業採択者」という。）に対しては採択の通知の日から2週間以内に規則第5条の申請書の提出を求めるものとする。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 事業採択者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受け付けた日から60日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更等）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 別表1の第1欄に掲げる補助事業間または商品開発等支援事業における経費区分間における流用のうち、補助金の額の20パーセントを超える増減に係るもの。

(3) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更。

2 第5条及び第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(完了届を要しない場合)

第10条 規則第15条第1項第2号の規定による知事が検査を行う必要がないと認める場合は、すべての補助事業に係る場合とする。

(進捗状況の報告)

第11条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第3項の規定による各年度の進捗状況を、翌年度の4月10日までに、様式第4-1号により知事に報告しなければならない。

(現地調査)

第12条 知事は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、職員に現地調査を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

2 知事は、前条第2項の報告があったときは、提出された書類を審査し、必要に応じて職員に現地調査等を行わせることとする。

3 規則第20条第1項の申出は、様式第4-2号により行うものとする。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第14条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は、原則として鳥取県の一会計年度に1回に限り、補助事業にかかる経費について現地調査前の補助金の概算払（以下「調査前概算払」という。）を行うことができるものとし、その金額は、交付決定額の範囲内で補助事業者が申請する額とする。

3 知事は、前項の規定による調査前概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、調査前概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

4 補助事業者は、調査前概算払を受けようとするときは、様式第8号の調査前概算払請求書、様式第9号の経費支出計画書及び次項に定める専用口座の写しを知事に提出しなければならない。

5 補助事業者は、調査前概算払を受けようとするときは、本補助金にかかる専用口座を設けるものとし、補助事業期間中は当該口座を調査前概算払の受け入れ、補助対象経費の支払い及び補助事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に用いてはならない。

6 知事は、調査前概算払の請求を受けたときは、その内容を審査し適切と認められる場合、調査前

概算払を行うことができる。

(財産の処分制限)

- 第15条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(成果の報告等)

- 第16条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を報告及び発表させることができる。

(雑 則)

- 第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行前の通知により交付した本補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行前の通知により交付した本補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

1 補助事業 （補助メニュー）	（1） 商品開発等支援事業	（2） 設備投資支援事業	（3） 正規雇用創出奨励事業
2 補助率	補助対象経費の 1／2以内	補助対象経費の 2／3以内	補助対象経費の 10／10以内
3 補助金の額	10,000千円以内（千円未満は切り捨てる。）		
4 補助対象期間	36月以内 ※経営革新計画の承認期間を超えることは不可。		

※要綱第4条第3項の規定により、建設事業者等又は建設関連事業者が介護ビジネスへの参入又は現在実施中の介護ビジネスの事業拡大を行う場合の商品開発等支援事業の補助率は、2／3以内とする。

別表2（第4条関係）

（1）商品開発等支援事業

補助対象経費		内 容
経費区分	費目	
マーケティング戦略費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築の助言を外部専門家へ依頼する経費
新商品開発費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング等を外部に依頼するために必要な経費
	直接人件費	新商品開発に従事する従業員・アルバイトについて、当該開発に直接従事する時間の給与及び賃金相当額 ※（3）正規雇用創出奨励事業の対象者との重複は不可。
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
（共通経費）	旅費交通費	従業員及び外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
	雑費	事業実施にあたり付随的に支出する、印刷製本費、資料購入費、通信費、運賃、事務用消耗品費、雑役務費等

(2) 設備投資支援事業

補助対象経費		内 容
経費区分	費目	
設備 導入費	設備 導入費	経営革新計画の実施に必要な設備（建物・機械装置、工具器具、備品、システム）の県内事業所への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等） ※事業規模下限は500千円とする。

(3) 正規雇用創出奨励事業

補助対象経費		内 容
経費区分	費目	
正 規 雇 用 創 出 費	正規雇用 創出費	経営革新計画で実施する新たな取組みに伴い新規に雇用する正規雇用者であって鳥取県内に住所を有する者に対し、毎月支払われる給与（総支給額） ※本事業における「正規雇用者」は、雇用期間の定めのない雇用者であって当該事業所において正社員として位置づけられる者であり、雇用保険の被保険者（65歳以上は除く）と定義する。 ※正規雇用者一人につき補助金の額の上限を50万円とし、かつ一人当たり一月当たりの補助金の額の上限は5万円とする。ただし補助対象の正規雇用者一人につき正規雇用者の雇入れ等の日から起算して補助期間内に20万円以上の経費を要する人材育成を行った場合（（1）商品開発等支援事業における人材育成費によるものを除く。）の補助金の支給額は、1人につき20万円を加算するものとする。 ※交付申請時点における雇用保険の被保険者（鳥取県内に住所を有する者に限る。）の総数（基準人数という。）と補助事業終了日時点における総数を比較し、基準人数を上回る人数を補助金交付対象者数の上限とする。ただし、当該事業者において既に雇用している非正規雇用者（雇用保険の被保険者に限る。）を正規雇用者に転換した場合は、その人数を「補助事業終了日時点における総数」に加えることができる。 ※（1）商品開発等支援事業における「直接人件費」の対象者との重複は不可。

※補助事業（1）及び（2）において、委託に係る経費については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事業で県内への発注が困難と県が事前に認めた場合については、この限りではない。